

19監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成19年6月27日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年8月23日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木 潔
同	竹本忠弘
同	福田 健

1 監査結果と措置の件数

16 監査公表第5号(平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号(別冊)公表)分  
..... 1件

17 監査公表第1号(平成17年2月7日付 福岡市公報第5233号(別冊)公表)分  
..... 2件

17 監査公表第3号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)分  
..... 5件

17 監査公表第9号(平成17年9月1日付 福岡市公報第5289号公表)分  
..... 2件

18 監査公表第1号(平成18年2月2日付 福岡市公報第5327号(別冊)公表)分  
..... 1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

16 監査公表第 5 号(平成 16 年 5 月 13 日付 福岡市公報第 5164 号(別冊)公表)

(事務監査)

1 中央区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 土地の評価事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>隣接する二筆以上の宅地について,その形状,利用状況等からみて,これらを合わせて評価する必要がある場合においては,その一体をなしている部分の宅地を一画地として評価しなければならない。しかしながら,隣接する二筆の宅地に一個の住宅が存在する場合に,一画地としての評価を行っていないものがあった。</p> <p>土地の評価に当たっては,地方税法及び税務事務取扱要領等に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(固定資産税課)</p>	<p>現地調査の結果,1個の住宅が二筆の宅地にまたがって建築されており,利用状況からみて一体利用されていることから,二筆を一画地として評価するもの。</p> <p>平成 18 基準年度において,適正に処理を行った。</p>

17 監査公表第 1 号(平成 17 年 2 月 7 日付 福岡市公報第 5233 号(別冊)公表)

(事務監査)

1 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>4 - (7)</p> <p>ウ 公有財産について適正な管理を求めるもの</p> <p>公有財産は,常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。しかしながら,財団法人福岡市学校給食公社に使用させている市の行政財産である建築物付属設備の冷暖房機器について,市の管理責任において行うべきであった撤去・設置工事を公社への委託料で執行したため,結果,新たな機器は公社の資産となっていた。</p> <p>公有財産については,関係規則等に則り適正に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校給食課)</p>	<p>学校給食センターの施設管理について,市と公社の役割分担を協議し,以後このようなことがないように,適正な管理に努める。</p> <p>なお,当該空調機器については,公社からの寄付採納申し出に基づき,平成 18 年 8 月 7 日に福岡市の資産として受入れを行った。</p>
<p>エ 物品管理事務について適正な事務処</p>	<p>財団法人福岡市学校給食公社に無償貸与</p>

<p>理を求めるもの</p> <p>物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。また、物品管理者は、その用途及び使用状況等を随時点検し、物品を貸し付けるときは、借用書を徴しなければならないと規定されている。しかしながら、財団法人福岡市学校給食公社に無償貸与している物品について、借用書を徴していなかった。</p> <p>物品管理事務については、福岡市会計規則に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校給食課)</p>	<p>している物品については、毎年度の委託契約時に、借用書を徴することとした。</p> <p>今後は、福岡市会計規則に則り、適正な事務処理に努める。</p>
---	--

17 監査公表第 3 号(平成 17 年 5 月 16 日付 福岡市公報第 5259 号(別冊)公表)

(事務監査)

1 城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、平成 15 年度「城南市民センター汚水槽等清掃業務委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しなければならないが、当該許可業者との契約となっていなかった。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項が明記されて</p>	<p>産業廃棄物の収集運搬及び処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し周知徹底を行うとともに、以下のとおり実施することとした。</p> <p>産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結した。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項を明記した。</p>

いなかった。	
(イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。	産業廃棄物が適正に処理されたことをマニフェストにより確認した。
(ウ) 当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されていなかった。	当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を積算した。

(工事監査)

1 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>ア 平成 14 年度「柿ノ木橋改良工事(下部工)」 (契約金額 6,606 万 1,800 円) 「土木工事設計標準歩掛」では、共通仮設費及び現場管理費の積算において、該当する施工地域・工事場所区分に基づいた補正値を加算するようになっているが、この補正の区分決定に誤りがあった。 今後は十分確認し、適正な設計積算を図りたい。 (地域整備課)</p>	<p>工法等の比較検討、及び精査時における設計内容等の確認を徹底するため、平成 17 年 8 月よりチェックリストを作成し、17 年度内を試行期間とし、チェック体制の強化を図ってきた。18 年度から試行項目(内容)を見直し本格的に実施している。</p>
<p>イ 平成 15 年度「内野橋側道橋設置工事」 (契約金額 1,293 万 3,900 円) 橋台の設計積算においては、既存ブロック護岸を残置し、その背後に鋼管杭を基礎とした橋台としていた。鋼管杭設置の必要性も含めて各種工法と経済性等の比較検討がなされていなかった。 今後は比較検討を含む適正な設計積算を図りたい。 (地域整備課)</p>	<p>工法等の比較検討、及び精査時における設計内容等の確認を徹底するため、平成 17 年 8 月よりチェックリストを作成し、17 年度内を試行期間とし、チェック体制の強化を図ってきた。18 年度から試行項目(内容)を見直し本格的に実施している。</p>

17 監査公表第 9 号(平成 17 年 9 月 1 日付 福岡市公報第 5289 号公表)

(事務監査)

1 土木局

監査の結果	措置の状況
<p>公有財産管理について注意を求めるもの</p> <p>普通財産の貸付等を行う場合は、福岡市公</p>	<p>平成 17 年度から地元自治会と売却交渉を行ってきたところ、平成 19 年 2 月 8 日に</p>

<p>有財産規則に基づき行わなければならない。しかしながら、土木局が所管する住宅において、貸付等の手続きがなされないまま、一部住宅(空き家)が地元集会所として使用されているものが見受けられた。</p> <p>所管する公有財産については、適正な管理を行うとともに、貸付等を行う場合においては、同規則の定めるところにより手続きを行われたい。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>売買契約を行い、同日、当該土地・建物の移転登記を完了した。</p>
---	--------------------------------------

## 2 建築局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令や設計図書に基づき、適正に契約手続や履行確認を行うとともに、委託により得られた成果については、有効に活用する必要がある。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度「市営住宅自家用電気工作物保安管理業務委託」契約事務において、次のような事例が見受けられ、契約手続や履行確認、不良箇所の改善措置等がなされておらず不適切なものとなっていた。</p> <p>今後、委託契約に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 平成 16 年度において、点検報告書の提出を確認しないまま、履行完了とし委託料を支出しているものがあった。また、長期にわたり不良箇所の改善等について報告されていたにもかかわらず、内容の把握や事故等を防止するための改善措置がなされていなかった。</p> <p>(管理課)</p>	<p>平成 16 年度市営住宅自家用電気工作物点検報告書については、その一部が点検対象施設に提出されていたものを本市へ直接提出するよう指示を行い、履行を確認するとともに、不良箇所の改善等については、委託業者から点検報告書の内容を聴取し、住宅公社に指示して改修等に着手し、至急ないし急を要するものについては、平成 18 年 4 月末で改修を終えた。</p> <p>また、不良箇所の措置等の報告を受けた場合は、その内容を確認し、改善措置等の検討を行うことについて徹底を図ることと</p>

	した。
--	-----

18 監査公表第 1 号（平成 18 年 2 月 2 日付 福岡市公報第 5327 号（別冊）公表）  
（事務監査）

1 都市整備局

監査の結果	措置の状況
<p>公園用地の取得事務について注意を求めるもの</p> <p>福岡市土地開発公社に対し用地の先行取得を依頼した場合においては、再取得計画に基づき着実に取得されなければならない。しかしながら、片江風致公園においては、平成 6 年度に公園用地の先行取得を依頼し、一部は再取得しているものの、再取得未了部分については、長期間取得されないままであった。</p> <p>福岡市土地開発公社による用地取得については、用地取得費のほか、事務費及び公社の借入日から市の返済日までの利子が発生し、期間の経過とともに経費が増大していくため、経済性の観点から、早急な再取得に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公園計画課)</p>	<p>再取得未了部分について、平成 18 年 6 月 21 日付で、全ての再取得を完了した。</p>